令和８年　第８回南九州市農業委員会　議事録

１．日　時　　令和８年８月 27 日（木）　午後２時 00 分～

２．場　所　　頴娃保健センター

３．出席委員(17 人)

会　　長	１番　本木下 裕一		
会長職務代理	２番　大隣 初美		
委　　員	３番　山下　信一郎	４番　宮原 俊郎	５番　杤川 明子
	６番　雪丸　堅	７番　松永 克生	８番　池田　慎
	９番　大坪 幸博		
	12 番　樋渡　洋男	13 番　東垂水 勝秀	14 番　吉﨑 久男
	15 番　西野　直樹	16 番　泊　啓一郎	17 番　桑代 純一
	18 番　髙江 京子	19 番　有薗　篤男	

４．欠席委員(２人)

10 番　下之門 信洋　　11 番　瀧山　貴文

５．議　題

○ 開会の宣言
○ 会長諸般の報告
○ 事務局長諸般の報告
○ 開議の宣告
○ 日 程 第 １　　会議録署名委員の指名
○ 日 程 第 ２　　会期決定の件
○ 日 程 第 ３　　議案審議に係る通知事案について
○ 日 程 第 ４　　農業経営改善計画認定者の報告について
○ 日 程 第 ５　　議案第 44 号　農地法第３条許可申請に対する許可について
○ 日 程 第 ６　　議案第 45 号　農地法第４条許可申請に対する許可について
○ 日 程 第 ７　　議案第 46 号　農地法第５条許可申請に対する許可について
○ 日 程 第 ８　　議案第 47 号　農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
○ 日 程 第 ９　　議案第 48 号　非農地証明願について
○ 日程第 10　　議案第 49 号　事務局職員の任命について
○ 日程第 11　　議案第 50 号　地域計画変更（案）に対する意見決定について
○ 日程第 12　　その他
○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣言

6．農業委員会事務局職員

事務局長　田原　一豊
庶務係長　新原　小百合　赤﨑　隆明
農地係長　神村　洋一　　中村　智治

７．会議の概要

開　会　午後２時 00 分

事務局長　　御起立願います。
「一同　礼」
今月の農業委員会憲章唱和は、大隣委員になりますのでよろしくお願いいたします。
（農業委員会憲章　唱和）
御着席願います。

議　　長　　それでは、出席確認を行います。下之門委員、瀧山委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。
これより令和８年第８回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議　　長　　まず会長諸般の報告でございますが、別添１の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議　　長　　続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長　　（諸般の報告をおこなう。）

議　　長　　只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　ないようですので、これより本日の会議を開きます。
会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。
なお、本日は追加議案が１件提出されておりますので、議事日程を追加します。追加議案を日程第 11 とし、「その他」を日程第 12 として進めます。

議　　長　　日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。
会議録署名委員は会議規則第 19 条第２項の規定により、６番雪丸委員、７番松永委員を指名し、会議書記に庶務係長を指名いたします。

議　　長　　日程第２「会期決定の件」を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日８月 27 日の１日間で御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの１日間とすることに決定しました。

議　　長　　資料２ﾍﾟｰｼﾞの日程第３「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

事 務 局　　説明致します。議案は３ﾍﾟｰｼﾞからでございます。

農地法第 18 条第６項の規定による通知事案が 84 件ございました。

貸人は頴娃町○○の○○○○さん、借人は同じく頴娃町○○の○○○○さんほかです。

審議番号１について補足で説明します。本件は、貸人、借人が同一人である解約となっています。これは、平成 13 年に農地法３条により親が貸人、子が借人として貸借の利用権設定の許可を得た案件であったものが、親の死亡により子が相続したことにより、契約が継続されていたものの解約となった事によるものです。

貸人主導によるもの９件、借人主導によるもの 75 件です。

地目の内訳は、田 40 筆　23,115 ㎡、畑 131 筆　221,795 ㎡の合計 171 筆 244,910 ㎡で、頴娃地域 48 件、知覧地域 12 件、川辺地域 24 件です。

以上で説明を終わります。

議　　長　　只今の事案について、質疑はありませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議　　長　　続きまして、資料 13 ﾍﾟｰｼﾞの日程第４「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事 務 局　　説明致します。議案は 14 ﾍﾟｰｼﾞからでございます。

今回は、新規認定４件、再認定 25 件です。新規認定の内訳といたしましては、頴娃地域１件、知覧地域２件、川辺地域１件、営農類型としましては、工芸農作物＋露地野菜の複合経営１件、雑穀・いも類＋工芸作農作物の複合経営１件、工芸農作物専業２件であります。

再認定の内訳といたしましては、頴娃地域 10 件、知覧地域 14 件、川辺地域１件で、営農類型としましては、工芸農作物専業 11 件、工芸農作物＋露地野菜の複合経営３件、雑穀・いも類＋露地野菜の複合経営４件、養鶏専業１件、工芸農作物＋花き・花木の複合経営１件、雑穀・いも類＋工芸農作物の複合経営３件、麦作類＋工芸農作物の複合経営１件、施設野菜専業１件であります。

以上で説明を終わります。

議　　長　　只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと

思います。

議　　長　　次に、資料23ページの日程第５　議案第44号「農地法第３条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

事 務 局　　説明致します。議案は24ページから、説明資料は1ページからの3条所有権移転17件でございます。

譲渡人は、指宿市の○○○○さん、譲受人は、頴娃町○○の○○○○さんほかの申請です。

地目の内訳は、田3筆　885㎡、畑18筆　25,644㎡、合計21筆26,529㎡です。理由につきましては、規模拡大13件、自給的農業2件、相手方の要望2件です。

10a当たりの取引価格につきましては、80千円から590千円程度です。

10a当たりの取引価格の平均につきましては211千円でございます。

地域別では、頴娃地域6件、知覧地域6件、川辺地域5件です。

農地法3条申請につきまして、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断については、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。

議　　長　　只今説明のありました案件について、○○委員が12番から13番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当しない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第44号「農地法第３条許可申請に対する許可について」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって、議案第44号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　引き続き、議案第44号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

それでは、関係委員の退室を求めます。

（退　　室）

議　　長　　これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第44号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請ど

おり許可することに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

（入　　室）

議　　長　　関係委員に報告いたします。

議案第 44 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定されました。

議　　長　　次に、資料 28 ﾍﾟｰｼﾞの日程第６　議案第 45 号「農地法第４条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。〇〇委員お願いします。

〇番委員　　報告いたします。

議案は 29 ﾍﾟｰｼﾞの申請番号1番です。説明資料は6ﾍﾟｰｼﾞからになります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番の畑　59㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内に居住する個人ですが、〇〇の代表でもあり、法人は〇〇の他に〇〇事業も行っています。

法人事業にかかる従業員の〇〇が不足しているため、自宅のある宅地に、〇〇を建築中ですが、建築位置が、申請地である農地にかかっていることが分かったため、始末書を付してて、追認で申請するものです。

申請地の隣接地である〇〇〇〇番（宅地）と一体利用するものです。

申請地の北側・西側は宅地に、南側・東側は里道に接しています。

現状のままで利用しますが、コンクリート擁壁を設けてあるので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ流下させます。

汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。

日照・通風等については、建物高さを加減し、隣接地境界より離して建築しているので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

事 務 局　　補足説明いたします。

申請に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

申請番号1番の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

なお、〇〇につきましては、農地法の許可を得ず、現在建築中であるため、追認での申請となっていますが、やむを得ない申請であると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議　　長　　只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

〇番委員　　「〇〇事業」とは。

事 務 局　　農業法人「〇〇〇〇」の事業で、〇〇で食事を提供したり、〇〇の体験などをしている、南九州市〇〇協議会のメンバーであります。

議　　長　　他に御質問はありませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 45 号「農地法第４条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって議案第 45 号については、申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に、資料 30 ﾍﾟｰｼﾞの日程第７　議案第 46 号「農地法第５条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。〇〇委員お願いします。

〇番委員　　報告いたします。

議案は 31 ﾍﾟｰｼﾞの申請番号1番です。説明資料は 12 ﾍﾟｰｼﾞからになります。

譲渡人は、兵庫県伊丹市の〇〇〇〇さん、譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番の畑 533 ㎡で、〇〇自治会に位置します。

譲受人は、市内で〇〇を行う法人です。

経営する申請地近くの〇〇の〇〇として利用しようとするものです。

申請地の北側は市道に、東側は宅地に、南側は畑に、西側は雑種地に接しています。

現状のままで利用しますが、隣接地とはよう壁を設けるので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。

日照・通風等については、車の仮置場として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　次に、審議番号２番３番を〇〇委員お願いします。

〇番委員　　報告いたします。

議案は 31 ﾍﾟｰｼﾞの申請番号2番です。説明資料は 17 ﾍﾟｰｼﾞからになります。

譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番の畑 338 ㎡で、〇〇自治会に位置します。

譲受人は、市内で〇〇等を行う法人です。

経営する〇〇の隣接地である申請地を取得し、地質調査に係る〇〇として利用しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側は畑に、南側は宅地に、西側は雑種地及び畑に接しています。

現状のままで利用しますが、緩衝地を設けるので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。日照・通風等については、〇〇として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

続きまして、議案は 32 ﾍﾟｰｼﾞの申請番号3番です。説明資料は 22 ﾍﾟｰｼﾞからになります。

譲渡人は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、川辺町〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番の田 257 ㎡で、〇〇自治会に位置します。

譲受人は、市内で〇〇を営む個人です。

〇〇に必要な〇〇等を現在は、近くの借地に置いていますが、手狭なため、自宅に近い申請地を取得し、〇〇等の〇〇として利用しようとするものです。

申請地の北側及び西側は地目水路（現況里道）に、東側及び南側は宅地に接しています。

砂利敷きで利用しますが、緩衝地を設けるので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。

日照・通風等については、〇〇等の〇〇として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

事 務 局　　補足説明いたします。

申請に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

申請番号1番の農地区分は、水道管、下水道管が埋設されている幅員４ｍ以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね 500ｍ以内に２つ以上の教育施設、医療機関、その他公共施設（〇〇）が存在する農地であることから、第３種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

続きまして申請番号2番の農地区分は、用途地域が定められている区域内に

ある都市計画用途地域内農地であることから第3種農地に区分されます。

続きまして、申請番号3番の農地区分は、別冊説明資料 23 ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。申請地は、点線で囲ってあります街区内にあります。

配布のラミネートの「農地転用の許可基準早見表」の第3種農地の4番目「街区内4割超宅地化農地」の箇所を合わせて御覧ください。

ここでいう街区とは、農道を除く道路等によって区分されたエリアのことです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が約 68％となっており、40％超の区域内にある農地であることから、第３種農地の『街区内４割超宅地化農地』に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議　　長　　只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 46 号「農地法第５条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって議案第 46 号については、申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に、資料 33 ﾍﾟｰｼﾞの日程第８　議案第 47 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

事 務 局　　説明します。議案は 34 ページからになります。

利用権設定について、今回の契約開始は令和８年 11 月１日開始分となっています。

所有者である利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、耕作者である設定を受ける者は、鹿児島市の〇〇〇〇ほかです。

設定面積は、田 3 筆 5,510 ㎡、畑 126 筆 213,742 ㎡の合計 129 筆 219,252 ㎡で、頴娃地域 83 筆、知覧地域 27 筆、川辺地域 19 筆となっております。

内訳として、新規分が 32 筆、前回基盤法が 53 筆、前回農地バンクが 44 筆、表の一番右列の前契約情報及び 39 ﾍﾟｰｼﾞに表示してあります。

次に、農地バンクの農地売買等事業による所有権移転について説明いたします。

議案は 40 ページからになります。

所有者である出し手は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、担い手である受け手は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇ほかです。

面積は、畑の 14 筆計 27,238 ㎡で、頴娃地域 12 筆、知覧地域 2 筆、となっ

ております。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議　　長　　只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、利用権設定について、○○委員が 118 番から 126 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 47 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号 に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議　　長　　引き続き、議案第 47 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

それでは、関係委員の退室を求めます。

（退　　室）

議　　長　　これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第47号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

（入　　室）

議　　長　　関係委員に報告いたします。

議案第 47 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議　　長　　次に、資料 42 ﾍﾟｰｼﾞの日程第９　議案第 48 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。○○委員お願いします。

○番委員　　報告いたします。

議案は 43 ﾍﾟｰｼﾞの審議番号1番です。説明資料は 27 ﾍﾟｰｼﾞからになります。

申請人は、知覧町○○の○○○○○さんで、申請地は、知覧町○○字○○○○番ほか2筆の田　計 2,873 ㎡で、○○自治会近くに位置します。

申請人が、父から相続し、長年、田として水稲を耕作してきましたが、年々、イノシシの被害が拡大してきたため平成 13 年を最後に耕作をやめたとの事です。

現地は道路から数メートル低い場所にあり、山道を降りる必要がありますが、落ち葉が蓄積し竹も生えており、足場が悪く現在現地まで行くことは困難である状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　次に、審議番号２番を○○委員お願いします。

○番委員　　報告いたします。

議案は 43 ﾍﾟｰｼﾞの審議番号2番です。説明資料は 30 ﾍﾟｰｼﾞからになります。

申請人は、知覧町○○の○○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○字○○○○○番の畑　617 ㎡で、○○自治会近くに位置します。

申請人の父が耕作していましたが、高齢のため昭和 45 年頃から耕作できなくなり、杉を植えたとのことです。その後、父が亡くなり相続しましたが、現在は杉が 20 メートルほどになっている現況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

事 務 局　　補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議　　長　　只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 48 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第48号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議　　長　　次に、資料44ﾍﾟｰｼﾞの日程第10　議案第49号「事務局職員の任命について」を議題といたします。事務局長に提案説明を求めます。

事務局長　　説明します。資料は45ﾍﾟｰｼﾞになります。

９月24日付け人事異動の内示があり、農業委員会事務局においては資料記載のとおりでございます。つきましては、南九州市農業委員会事務局設置規則第３条の規定により承認を求めるものでございます。

（事務局説明）

以上で説明を終わります。

議　　長　　只今、事務局長から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がございませんので採決いたします。

議案第49号「事務局職員の任命について」は、原案どおり承認することに御異議ございませんか

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって議案第49号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

これについては、９月24日の発令となります。

議　　長　　次に、本日別冊で追加議案の提出がありました、日程第11　議案第50号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を議題といたします。

農業振興課に提案説明を求めます。

農業振興課　　説明します。

資料３ﾍﾟｰｼﾞの概要調書をご確認ください。今回の変更の告示の予定は９月30日を予定しております。

それでは、変更内容について、申し上げます。

農業委員会におかれましては、農地転用について既にご審議いただき、許可となっている案件でございます。

まず、（１）の川辺町〇〇字〇〇〇〇番１ほか全５筆の農地につきましては、転用後に商業用施設を建設するため、地域計画からも除外するものでございます。

続きまして、（２）の川辺町〇〇字〇〇〇〇番ほか全２筆につきましては、隣接する〇〇の〇〇として活用するため、地域計画からも除外するものでございます。

次に、（３）の知覧町〇〇字〇〇〇〇番につきましては、〇〇への出入りの通路として活用するため、隣接する１筆と併せて地域計画から除外するものでございます。

続きまして、（４）の頴娃町〇〇〇字〇〇〇〇番ほか全３筆につきましては、隣接する地域計画内の農用地と一体的に活用するため、地域計画から除外するものでございます。

次に、（５）の〇〇、〇〇の編入につきましては、農用地への面積算入はございません。

続きまして、（６）の川辺町〇〇〇〇番ほか全 197 筆につきましては、土地改良事業に伴う農地集積・集約化を反映するもので、耕作地交換等による耕作者の変更でございます。

最後に（７）のその他の変更につきましては、担い手の認定状況の反映及び調査による耕作者の変更でございます。

以上で、説明を終わります。

議　　長　　只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 50 号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第 50 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議　　長　　次に、日程第 12「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局長　　今後の日程について連絡

議　　長　　その他にありませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和８年第８回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長　　「一同礼」

閉　会　午後３時 05 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第２項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会議録署名委員　６番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会議録署名委員　７番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿